

本稿は、5月20～21日に行われた「自治労連第63回中央委員会」での中央委員発言について、加筆・修正したものです。

ウクライナ避難者と懇談「核戦争防ぐ意思を」 支援拡充、平和の共同すすめる憲法キャラバンに

静岡自治労連

ロシア軍によるウクライナ侵略が始まり3カ月となり、世界各国は戦争終結に向けた努力が続けられているところです。避難するウクライナの人々は500万人を超え、日本にも800人以上の方が、静岡県内にも10数人が逃れてきています。そうした中、静岡自治労連は、憲法をいかした人道支援、避難者への支援拡充、多文化共生社会の発展などをテーマに、ウクライナから避難されて来られた方との懇談を行いました。懇談に応じてくれたのは、3月に3人の息子さんとともに日本へ避難して来られたオレーナさんという女性で、夫は日本人です。

唯一の戦争被爆国として

オレーナさんは、ウクライナ人の前の夫との間に設けた3人の息子を自身の母親に預け、現在の夫とともに日本で暮らしていました。昨年9月、仕事のある夫を日本に残し、一時帰国したときに、コロナ感染再拡大により日本に帰れなくなったまま、ロシア軍の侵攻を受けることになりました。何度も出国を試み、ようやくポーランドを経由して日本に来ることができたそうですが、息子たちのビザ取得など数々の困難を乗り越えての来日です。ポーランドで頼った友人宅では、アパートの一

室に22人が何日も雑魚寝で過ごしたと言います。

現在5人は静岡市で暮らしています。日本のウクライナ支援の在り方について尋ねると、「日本は、第2次世界大戦や原爆投下を経験し、戦争をしてはいけないという心が長く刻み込まれていることから、幅広い人道的支援が良い。隣国へ避難したからといって食べ物が調達できるとは限らず、生きていくために必要な継続的な食料支援を特にお願いしたい」「日本では抑止力としてアメリカの核を借り入れる必要があると言う人がいるが、唯一の戦争被爆国として、核戦争は何としても防ぐという意味を通していくべき」と、日本の平和外交による人道支援を訴えました。

また、日本の避難者支援については、自治体を通して国の支援金が支給されますが、生活保護を基準にしたその金額では、生活していくには厳しいものがあり、夫が日本人というこの家族のように日本に身寄りのある避難者には支給されません。自治体ごとに独自の対応もあり、避難した地域で格差が生じています。国が一律の基準を定め、平等に十分な支援が行き渡るようにする必要があります。また、日本での難民申請は1割ほどしか許可されていないのが実態で、日本の難民政策の

問題点や支援のあり方が問われています。

憲法キャラバン「一緒に参加したい」

いま、オレーナさん家族が一番苦勞していることは、「言葉の壁」だと言います。静岡県は家族に1台の翻訳機を提供しましたが、一家で1台を使いまわすのは大変であり、群馬県にある社会貢献活動に熱心な会社が避難者1人に1台分の翻訳機を群馬県庁に提供したとの情報を聞き、夫が直接社長へ連絡を取って、静岡県への提供をお願いしたところ、それが実現したそうです。また、多文化共生社会の進展のためにも、国や自治体には、言語教育や情報交流の場づくりを積極的に推進してほしいと言います。

最後にオレーナさん家族から、「私たちは日本でなんとか生活できているが、他のウクライナ避難者は、支援が終わったらその先がまったく見えない。避難しても『言葉の壁』で就労もままならないなど問題はたくさんある」

「支援を受けている立場からは言いづらいことは多い。自治労連のみなさんの取り組みで、国や自治体に私たちの要望を伝えてもらいたい」と思いを託されました。いま静岡では、県ボランティア協会など諸団体が連携して4月1日に「ウクライナ希望のつばさSHIZUOKA」を発足させ、避難者への援助活動を行っています。静岡自治労連もこの支援活動に参加を予定しています。

私たち静岡自治労連は、「憲法をいかしているち、くらしを守る」運動を推進する立場から、毎年実施している「憲法キャラバン」でこの問題を取り上げていきたいと考えています。自治労連の平和への取り組みとも共通する、オレーナさん家族の平和への思い、避難者への支援拡充を自治体へ要望し、核兵器、

憲法、多文化共生の問題など意見交換し、共同を進めていく「憲法キャラバン」にしていきたいと考えています。申し入れにはオレーナさんも一緒に参加したいと言っています。

以上で静岡からの発言を終わります。